

# 市民緑地認定制度(都市緑地法)の活用について

市民緑地認定制度を活用することにより、公開された緑地の固定資産税等が軽減されます

## 市民緑地認定制度のフロー

市民緑地を設置・管理する主体が、「みどり法人」として柏市長の指定を受ける  
(みどり法人＝緑地保全・緑化推進法人)



市民緑地の設置管理計画を作成し、柏市長の認定を受ける



設置管理計画に基づく施設の整備・公開



固定資産税・都市計画税の軽減  
[3年間 1/2軽減]

※土地は無償貸付又は自己保有

※平成31年3月31日までの時限措置

# 市民緑地認定制度(都市緑地法)の活用について

## 対象要件

- 対象区域 ~ 緑化重点地区内(柏駅周辺地区)  
※今後変更となる可能性があります
- 設置管理主体 ~ 民間団体(NPO法人、住民団体、企業等)  
(みどり法人の指定が必要になります)

## 認定基準

- 周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足していること
- 面積 300㎡以上
- 緑化率 20%以上
- 設置管理期間 5年以上

## 留意点

- 一般の方が緑地に自由に立ち入れることが必要です。
- 設置管理主体が土地所有者から無償で土地を借りる又は自己保有の土地の場合に限られます。